○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準に関する規程

北海道公安委員会規程第１号

平成15年６月18日

最終改正　令和５年３月16日公安委員会規程第２号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準に関する規程を次のように定める。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「政令」という。）に基づき、北海道公安委員会が、自動車運転代行業者に対する指示及び営業停止命令を行う場合における量定の基準等を定め、もって適正かつ公平な処分を行うことを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　法の指示　法第22条第１項若しくは第２項又は第25条第２項第１号の規定による指示をいう。

⑵　読替え後の道路交通法の規定による指示　法第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の２第１項又は第66条の２第１項の規定による指示をいう。

⑶　営業停止命令　法第23条第１項又は第25条第２項第２号の規定により、営業の停止を命ずることをいう。

⑷　違反行為　法の指示に違反する行為、読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為又は自動車運転代行業者が法の指示を受けるに至った場合における当該指示の理由となった政令第５条第１項第１号ハの表行為の欄に掲げる行為をいう。

⑸　点数の付与　政令第５条第１項第１号の規定により違反行為について点数を付与することをいう。

⑹　自動車運転代行業者等　自動車運転代行業者並びにその安全運転管理者等（法第３条第８号に規定する安全運転管理者等をいう。以下同じ。）及び運転代行業務従事者（法第２条第５項に規定する運転代行業務従事者をいう。以下同じ。）をいう。

（法の指示及び点数の付与を行う基準等）

第３条　自動車運転代行業者に対し、法の指示及び点数の付与を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

⑴　別表１の１の項に掲げる行為が行われた場合には、法の指示を行うものとする。

⑵　法の指示又は読替え後の道路交通法の規定による指示を受けた後１年以内に別表１の２の項に掲げる行為が行われた場合は、点数の付与を行うこと。この場合において、読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為が行われたかどうかの判断は、当該指示を受けた後１年以内に運転代行業務に関し、最高速度違反行為又は過労運転が行われたときにおける自動車運転代行業者の運行管理の状況を勘案して行うものとする。

⑶　別表１の３の項に掲げる行為が行われた場合において、次のいずれかに該当するときは、法の指示を行うものとする。

ア　違反の態様が悪質であると認められるとき又は違反の結果が重大と認められるとき。

イ　過去２年以内（直近の違反行為が行われた日から起算して過去２年以内をいう。以下同じ。）に、行政処分等（注意、法の指示、点数の付与又は営業停止命令をいう。以下同じ。）を受けているとき。

⑷　別表１の４の項に掲げる行為が行われた場合において、次のいずれかに該当するときは、法の指示を行うものとする。ただし、当該駐車違反行為については、別に法の指示又は営業停止命令を行うこととなる場合は、この限りでない。

ア　自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に当該駐停車違反行為をすることを命じ、若しくは運転者が当該違反行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

イ　自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に対して、当該駐停車違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

ウ　過去２年以内に行政処分等を受けている場合

⑸　前号の規定により法の指示を行う場合においては、自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が講ずべき措置をできるだけ明確かつ具体的に示すように努めるものとする。

２　前項第３号又は第４号に規定する法の指示を行う基準に該当しない場合であっても、次のいずれかに該当するときは、注意を行うものとする。

⑴　別表１の３の項に掲げる行為が行われた場合において、過去２年以内に行政処分等を受けていないとき。

⑵　別表１の４の項に掲げる行為が行われた場合において、過去２年以内に行政処分等を受けておらず、かつ、運転代行業務に関し、過去１年以内（直近の違反行為が行われた日から起算して過去１年以内をいう。）に駐停車違反行為が１回以上行われているとき。ただし、当該駐車違反行為については、別に法の指示又は営業停止命令を行うこととなる場合は、この限りでない。

３　前項の規定による注意は、注意書（別記第１号様式）を交付して行い、当該注意を受けた者

から受領書（別記第２号様式）を徴するものとする。

（営業停止命令を行う基準）

第４条　自動車運転代行業者に対する営業停止命令は、政令第５条第１項第２号に定める基準に該当することとなった場合に行うものとする。

２　政令第５条第１項第２号に定める基準に該当しない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、政令第５条第１項第３号の規定により営業停止命令を行うものとする。

⑴　自動車運転代行業者が、法第22条第１項又は第25条第２項第１号の規定による指示に違反した場合

⑵　自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第１項第１号から第４号までの規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故（人の傷害に係る事故のうち、当該傷害事故に係る負傷者の負傷の治療に要する期間（当該負傷者の数が２人以上である場合は、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の治療に要する期間とする。）が30日以上であるもの又は後遺障害（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第２の３の表に規定する後遺障害をいう。）が存するものをいう。以下同じ。）を起こした場合

⑶　前２号に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当する場合その他の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認める場合

ア　自動車運転代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令を行うことが適当と認める場合

イ　自動車運転代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令を行うことが適当と認める場合

３　政令第５条第１項第２号に定める基準に該当しない場合であっても、次の各号のいずれかに該当したとして、都道府県知事から法第23条第２項の規定による要請があった場合は、第１項の規定にかかわらず、政令第５条第１項第４号の規定により営業停止命令を行うものとする。

⑴　自動車運転代行業者が法第22条第２項の規定よる指示に違反した場合

⑵　自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項、第43条第１項又は第78条の規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故を起こした場合

⑶　前２号に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当する場合その他の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められる場合

ア　自動車運転代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令を行うことが適当と認められる場合

イ　自動車運転代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた

場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令を行うことが適当と認められる場合

４　自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が、第２項第１号又は前項第１号若しくは第２号に該当する行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていたとき等当該行為を自動車運転代行業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情があるときは、前２項の規定にかかわらず営業停止命令を行わないことができる。

（営業停止の期間）

第５条　営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める日数を超えない範囲内とする。ただし、随伴用自動車（法第２条第７項の随伴用自動車をいう。）が１台の場合であって、当該日数が政令第５条第１項第２号、第３号又は第４号に定める上限の期間を超えるときは、当該上限の期間とする。

⑴　政令第５条第１項第２号の規定により営業の停止を命ずる場合　別表２の前歴の回数欄及び累積点数欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の備考欄に規定する方法により算出した日数（小数点以下は切り上げるものとする。）

⑵　政令第５条第１項第３号又は第４号の規定により営業の停止を命ずる場合　別表３の前歴の回数欄及び累積点数欄に掲げる区分に応じ、それぞれ前号に規定する方法により算出した日数

（営業停止命令の加重）

第６条　次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、情状により、政令第５条第１項第２号、第３号又は第４号に定める期間の範囲内において、営業停止命令の期間を加重することができる。

⑴　違反行為の態様が著しく悪質である場合

⑵　交通の安全又は利用者の利益が害される結果が生じている場合等違反行為の結果が重大である場合

（営業停止命令の軽減）

第７条　次の各号のいずれかに該当する場合は、第５条の規定にかかわらず、情状により、営業停止命令の期間を軽減することができる。

⑴　自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が違反行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていたと認められる場合

⑵　違反行為を行った後、自ら改善措置を講じている場合

附　則

この規程は、平成15年６月20日から施行する。

附　則（平成18年公安委員会規程第４号）

この規程は、平成18年６月１日から施行する。

附　則（平成29年公安委員会規程第１号）

この規程は、平成29年３月１日から施行する。

附　則（令和３年公安委員会規程第１号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年公安委員会規程第２号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

※　別表及び別記様式は省略